

力排除することが大事だというふうなことを考えております。これが御答申で言われた意味合いではないかというふうに考えております。

○一井淳治君 ただいま言われた施工能力や資力信用に欠ける者、不誠実な者、これが現在建設市場に不当に参入してよろしくないわけですが、いまいちも、不当参入の実態、そして具体的に不当参入しておるというふうな指摘されておるものはないかという人たちの意味するの、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 建設業に不当に参入する不良・不適格業者と申しておりますが、それを典型的な例で申し上げますと、一つは、建設業を営んでいくためには経営の責任者とそれから技術を持った人といなければいけません。その場合、特に必要な技術者がいないにもかかわらず、例えばほかの業者から名義借りをすると、それで建設業の許可を不正に取得する、あるいは請け負った仕事を違法に一括した請負に出す、あるいは経営者が暴力団であるもの、そのようなものが典型的な例だと思っております。

ただ、実態というお話でございますが、それを計数的にアバウト五十二万業者の中で幾らというふうなことはちょっと把握をしておりません。○一井淳治君 今具体的な例が出た中で一番困るのは暴力団だと思えます。それからまた、資産信用がなく、建設代金だけ先にもらって、あと倒産して施主やあるいは下請に迷惑をかけるというふうなものが非常に困ると思えます。そういう不当な業者についての調査でございすけれども、どの程度あるのかというふうな方法を使って調査なさっておるのか、その辺の実情について伺いたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) まず調査といいますが、我々は、行政の目標としては不良・不適格業者をできる限り排除したいわけですが、そのためには、先ほど申し上げました例え他人の業者からの名義借りのような、二重使用みたいな点につきましては、ことしの春から建設業の許可審

査のOA化といいますが、五十二万業者を全部コンピュータにインプットして、名義貸しができないように直ちにチェックするシステムをつくってそれを排除する。

それから、暴力団排除といいますが、これはなかなか実問題言わくして難しい面もございますが、これにつきましましては警察当局とも十分お打ち合わせいたしまして、業界内部の暴力団排除の声を非常に高まりを見せておりますので、中身はちょっと詳しくは申し上げませんが、暴力団排除通達というものを先ごろお出しして、いろいろ警察御当局の御協力、御援助も得ながら業界内部も努力して排除していきたいというふうに考えております。

それから、元請と下請関係、これもなかなか大事でございますから、それにつきましては、前からございすが、元請・下請関係合理化指導要綱の周知徹底、これに加えて、今回御審議をお願いしておる法案がもしできますれば、それらもろろあわせて不良・不適格業者の排除を進めてまいりたい、かように考えております。

○一井淳治君 不良な業者の排除ということは、まじめな業者の皆さん非常に強く希望しておるところでございますけれども、一番困るのは暴力を使う連中ではないかというふうに思っています。建設省の方では六十二年十二月九日付で「建設業からの暴力団排除の徹底について」というもので指示をなさっておられることはよくわかるんですが、その中を見ますと、建設業の許可に当たってそういうものを排除していくこと、それから公共工事における指名審査等においてそういうものを排除していくことが書かれておるんですが、具体的にどういうふうな暴力団対策を進めておられるのか、そのあたりについて御説明願いたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) おっしゃるとおり、なかなか難しい面はございますが、まず、先ほど申し上げましたが、これは業界の中の考え方という

ものは非常に大事でございます。この点につきましては、建設業団体中心に、例えば昨年五月には、社団法人の全国建設業協会が暴力団等の排除に関する決議というのが行われた。それを受けて

といいますが、その後、各都道府県のそれぞれの団体でも同様の決議がほとんどこれは全国的に行われております。現在では三十二でございます。さらにまだだんだんふえておりますが、三十二の都道府県では、業者だけでなく、発注者と警察当局も含めた暴力団排除組織というものが既に結成をされております。

そこで私どもは、今先生の方から中身をおっしゃっていただきました通達を出したわけですが、まず、この通達を出した背景には、今までも、そういう暴力団が関与したようなものはなるべく排除ということは通達もあつた、みんな考えておつたんですが、この業者がそうだとすることが非常に難しいところがございます。その点につきましましては、先ほど申し上げましたが、警察御当局ともいろいろお話し合いの上で、情報としてお知らせいただけるということですから、今度は、ただいま申し上げましたような各業界の動きあるいは発注者、警察当局も巻き込んだ組織、そういうのものでだんだんと効果が進んでいくというふうに考えております。

○一井淳治君 この種の運動は一朝一夕にはなかなかまいりませんけれども、ぜひともやり遂げなくちゃいけない問題だと思ひますので、建設省の方におかれましては相当強力な指導を繰り返してお願いしたいというふうに思ひます。

それから、もう一つの問題は一括下請禁止、これは建設業法の二十二条でもう禁止はされておるわけですが、いまいちも、これはどう守られていない規定も少ないのじゃないか。これはまあ冗談でございますけれども、一括下請の禁止をなくして、もう一括下請を認めて、その上でいろいろと対策を講じた方がいいのじゃないかというぐらいい一括下請を是認するわけじゃ決してございせん

れども、どのような対策を講じていかれるのか、そのあたりについて御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) これもおっしゃるとおり、なかなか難しい面はございますが、一つには、若干迂遠かもしれませんが、なぜ一括下請が起きるかという、技術者を持っていない業者の人は自分で受けてもこれは物をつくるのが実際上できないものですから、それでほんと全部出してしまふ、こういうこともありますので、先ほど言いました技術者の名義貸しといいますが、例えばそういうことを極力排除していくことも一括下請を防止することにつながると思ひます。

それからもう一つは、ただいま御指摘のあつた二十二条で一括下請はならないとありますが、ただ三項で、書面による承諾を得た場合この限りでないというところもなつておるわけでございます。その辺の周知徹底がいま一步ということがあつても事実だと思ひますので、いろいろ努力はしてまいりたい、かように考えております。

○一井淳治君 契約書に一括下請は禁止するということが入つておるわけですから、文書で同意を取りつけないことはますますあり得ないことなんです。ちゃんと契約書でもう一括下請禁止しておるにもかかわらず、この一括下請が堂々と横行しているわけでございますから、非常に問題が多いわけでございますので、ペーパー業者を排除するために一層の強力な施策をお願いしたいというふうに思ひます。

それから、警察庁の方にきょう御出席いただいておりますのでお尋ねしたいんです。建設業が許可制度になつておる。したがって、今質問の中に出てきましたように、この通達が完全に守られて、許可制度が正しく運用されておりますと暴力団が業者に入り込むことはないとは思ひますが、現実には建設業者が暴力団が入り込んでおるといふ現実がございます。それから、私の知る範囲では、建設業の業界団体、建設業協会というのがあるようでございすけれども

も、そういう業界団体のかなり上の方にも暴力団関係者が入ってきけるように思っています。この建設業や業界内に暴力団がどの程度浸透してきているのか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

○説明員(古川定昭君) 今先生がおっしゃいました、汚染という言葉は、なかなかちやんと申し上げにくいところがございますが、暴力団関係者が建設業の許可を取得している者は、私どもとしましては、かなりの数に達しているか、少なくとも十分にはないかというふうに一応見上げておられますが、その具体的な数字について今申し上げるような数字を持っておりません。

しかし、これまでの実務の実態あるいは実感からいいますと、かなりおそれるのではないかと。それから、暴力団関係者が建設業をめぐりまして恐喝あるいは脅迫、暴力行為等の事件を起こしまして、全国で昨年一年間に二百七十七件、百八十九人を検挙しておられるという状況を見ますと、暴力団関係者が建設業の業界にかなり介入あるいは関与しておられるということがおられる、また、そういうところから暴力団が資金源を求めて入り込んでおられるという実感を持っており次第でございます。

○一井淳治君 資金源のお話が出ましたけれども、どうも最近、暴力団は建設業関係に大口の資金の供給源として相当大きなウェイトを置いておられるのではないかと感じがするわけでございまして、けれども、そのあたりについてはいかがでありませうか。

○説明員(古川定昭君) 建設業あるいはそれに関連します分野に暴力団が資金源をどの程度獲得しているかという問題は、数字的にはなかなかこれははっきりしたことは言えないわけでありまして、建設業の許可を有する暴力団関係者がそれを業としてして相当の収入を得ておられるという側面がまず一つあります。

また、暴力団関係者が建設会社に対して、賛助金とか協力金を名目として金品を要求した

り、あるいは工事のミスに因縁をつけたたり、あるいは迷惑料名目で金品を喝取したり、あるいは無理な下請要求をしてそれを断られると、その代償として不当な金員を要求するというような形で相当多額の資金を得ているということが事件の検挙を通じて見られるところでございます。

○一井淳治君 今後建設業界に暴力団が浸透していくことがないように、こういうものを排除していくように警察庁とすればどういうふうなお考えをお持ちなのか。特に、建設業の許可とか公共工事における指名審査等においてちゃんと情報を提供していただければ、そういったものが大手を振って歩けないようにするということがまず第一ではないかと思っておりますけれども、そういう場合の協力等についてお尋ねしたいと思います。

○説明員(古川定昭君) 暴力団の資金源活動が多様化して巧妙化してきているという、そういう環境の中で建設業に対する介入が非常に目立ってきているというところはいろいろ指摘されておられるところでございますが、警察といたしましては、建設業に絡む暴力団犯罪の取り締まりを徹底するとともに、関係省庁等との緊密な連携をとりながら、先ほどもお話ししておりましたけれども、暴力団構成員に建設業の許可を与えないあるいは暴力団関係業者に公共工事を受注させない、また建設業者者に対して被害申告を促すなど、業界への指導の徹底を私どもとしても側面からお願ひしてまいりたいというところなどの暴力団排除活動を強力に推進し、建設業界からの暴力団一掃を図るとともに、この方面からの暴力団の資金源を封止してまいりたいというふうに考えております。この施策を効果的に進めるために、私どもとしましては関係省庁等との必要な情報交換を十分行いたいというふうに考えておる次第でございます。

○一井淳治君 ちょっと質問の趣旨を変えますけれども、建設の需要規模から見れば業者数が多過ぎるという危機意識があるのではないかと。いうふうな感じもいたします。建設省として、現在の業者数についてはどのような見解をお持ちなのか、ま

たこの業者数について今後どのような方向をもつて指導をされていくのか、そのあたりのことについてお尋ねしたいと思います。一律にこの業者数を整理するとかあるいは中小のものをつぶすという考えではなくて、まじめな努力をしている業者を伸ばしてインテリ業者を淘汰するという方向でいかなくちやいけないと思うんですが、そのあたりのことも含めまして建設省の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 業者数についての考え方というのは、ただいま先生がお述べになったのと私どもは基本的に全く同じでございます。

ただ、御質問がございましたから、どのような状況かということをお話させていただきますと、その投資額に比してというお話でございましたが、例えば五十五年度価格で表示しますと、ちょうど昭和四十八年度が四十九兆三千億程度、それから六十年が四十八兆九千億、ほぼ五十五年価格でイコールなんです。その際に建設業者数がどうかといま

すと、四十八年には三十三万二千、それが六十年は五十一万九千でございますから、これは七割業者数ではふえています。だから、業者数がふえたことが即イコールで並行的に供給能力がふえたとは必ずしも言えませんが、マクロ観察でいいた場合には、やはり相当程度建設市場で需給アンバラがあるというところは言えようかと思っております。

そこでどうするかということでございますが、先ほども申し上げましたように、一律何割減らすとか中小零細はどうだとかいう考えは全くありません。そこで、やはり何と云っても、ただいまいろいろお話しがございましたが、そういう不良・不適格業者が入っているとするならば、これはまず排除してしまおう、そうすると一応そうでない方が残る。そこでどうなるかとなりますと、一言

で言えば技術と経営にすぐれた企業が自由な競争市場の中で伸びていくというふうなことになるのでございますが、そのためにどういうバックアップ措置を我々が考えるかというところ、一つには、先ほども申し上げましたが、建設業許可を厳正にやるた

めのOA化が必要であらう、それから暴力団の排除も必要でしょうし、今回お願いしております特定建設業について指定建設業というものをつくって、許可基準を改正するというようなことをお願いしていただくわけですが、こういうものもそのことを通じて条件整備をする、後はやはり努力する人、技術と経営にすぐれた人が努力して発展していく、そういう土俵をつくるのが行政に課せられた使命かなというふうに考えております。

○一井淳治君 ただいまの御回答でわかりましたが、この「技術と経営の優れた企業」という字句が使われておられるけれども、大手セネコンや優良企業だけを重視するというのでなく、中小零細企業の方も技術能力が向上するようにいろいろ保護していただくという方向でお願いしたいというふうに思います。

そして、現実には日本の建設業は中小零細が圧倒的に多いのが現状でございます。建設産業政策の方も中小建設業の育成強化という点に重点を置いていただかなくちやならないと思っておりますけれども、中小建設業の育成強化のためにどのような施策をお持ちなのか、今後どのようにされるのかという点についてお尋ねしたいと思います。特に経営の近代化、合理化をするに際して、最近非常に施工技術が進歩しているように思われますけれども、例えば業界団体が自主的にいろいろ教育や講習会等を行っておりますけれども、そういったものに対する援助とかいろいろあると思っておりますけれども、具体的な施策をお伺いしたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 日本の産業、どこも中小業者の方が多くわけですが、建設業の場合には九・三%が中小企業という概念に当たるものですから、建設業の分野において中小企業が大事だということとはもう御指摘のとおりでございます。そこで、その育成振興策はどういうものかというお話しでございますが、一つには中小企業近代化促進法に基づく業種別の近代化の推進ということをやっております。これは、近代化促進法の

指定業種では地質調査業、くい打ち工事以下十二業種、さらにその中でも一つしつかりやる特定業種というのが八業種ほど指定されておりまして、それぞれ対策を講じております。それから、事業協同組合等による組織化、共同化の指導というものが二番目でございます。これもかなりきちんと組織をしております。中小企業者を分母にして協同組合へ加入している企業者を割りまして約三四〇程度加入している。それから三番目には、政府系の中小企業金融三機関の融資による金融の円滑化等を行っていただくわけでございます。さらに、発注機関でございますから、公共工事の発注に当たりましては発注標準を遵守する、あるいは分割発注を推進する、あるいは共同請負制度の適正な活用ということで、私どももいたしまして中小建設業の受注機会の確保に努めてきたところでございまして、今後ともこれらの施策を十分に活用してまいりたいと思っております。

さらに、今までやってきておることだけではなしに、何かないかというふうなことでもございまして、これも先ほどちょっと申し上げましたが、二月に建設大臣から中央建設業審議会に対して諮問した中で「産業構造の改善を進めるための諸方策」というのがございまして、これについては現在、例えば中小企業の経営基盤の強化をどうしたいか、あるいは元請・下請関係を合理化するにはどうしたいか、あるいは生産工程を合理化するにはどうするかという主としてこの三項目が中心でございますが、鋭意御審議を願っております。なかなか問題が難しいものですからこの御答申は多分来年度に入ると思いますが、そういう御答申をいただいて、いろいろさらに具体的な施策を講じてまいりたい、かように考えております。

○一井淳治君 地域での優良な工務店など中小零細業者の受注を確保するために、リフォームのための自治体の住宅相談窓口とか増改築相談員などの情報を提供する仕組みを活用することも考えるべきではないかと思っております。そのあたり

についてはいかがでございましょうか。

○政府委員(片山正夫君) 小規模の建築工事業者の請け負います金額のうちに増改築等住宅リフォームの占めます割合は、これはかなりの額に上っております。また、リフォーム等の需要の発生状況と申しますのは、新規の住宅の供給と若干性格の違うところがありまして、つまり一カ所に大量発注ということが起こらず、地域に広く散在して起こる、こういうことを考えてみましたときに、リフォームとそれとを比べると重要なことであるに結びつけるということが極めて重要なことではあります。また、リフォーム自身と申しますものは金額の割に工事の内容が大変複雑でございまして、このため工事業者にとりましてはある面煩わしさを感じ、また消費者にとりましては、ニーズというか、消費者の気持ちの的確に業者に伝わらないという、そういういらしたさみたいなものも感じるところであります。そういうことを考えますと、先生御指摘がありましたように、相談員制度とか窓口制度を充実しまして、その間をしっかりと結びつけることが極めて重要だと私も考えております。

このために、まず公共団体に関しましては常設の相談窓口をつくるように指導しております。現在、県におきまして約三十カ所、市町村におきまして約七十カ所、合わせまして百カ所が常設の窓口になっております。また、毎年増改築フェアというのを実施しております。これは国もやりまして、地方公共団体も行いまして、現在地方公共団体の計画しております増改築フェアは六十二年度四十三カ所を予定しておりますが、そういうときには臨時の窓口をつくってそういうことの業務に当たらせております。

なお、この相談員制度と申しますのは、財団法人の日本住宅リフォームセンターを活用してやっておるわけでありまして、そういう増改築に関する技術ノウハウあるいは新材料の知識、情報、あるいは新しい住宅機器の情報、そういうことを大いに修得しまして仕事の方に携わって

るわけでありまして、この窓口と連携しながらやっております。現在この相談員に関しましては、小規模建築業者の方々を中心にやってやっています。ただ、このことでもって、総数として二万一千名を超えている状況でございます。なお、この中身、仕組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○一井淳治君 今回の改正のポイントの一つでございまして、指定建設業に係る特定建設業について技術者の資格要件を厳しくしていただきたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 現在、建設業の許可というものは、二十八の業種がございまして、それぞれに許可をしておるわけでございますが、今度の答申の趣旨は、それぞれ重要な業種であるけれども、それぞれの業種に要求される技術内容をきちんと持っておるということが大事だ、そういう観点からいうと、ただいまおたしの五業種につきましては、その施工技術の内容といたしましては極めて総合的でありまして、また高度である。そのためには、やはりそういうものに見合った高度な施工管理能力を技術的に持つておるという技術者が必要だということでございます。そういうことを背景にして、そういう内容のものを適正に施行していくためには、客観的に確認を受けておる国家資格者に技術者は限るということが必要ではないかというところで改正を行おうとおるものでございます。

○一井淳治君 指定建設業に係る特定建設業者が置いている専任技術者、監理技術者について、国家資格者それから実務経験者の内訳はどのようなようになっておるんでしょうか。

○政府委員(牧野徹君) 法律が通りますと政令で業種を指定しますが、一応その政令でどういう業種を考えておるかといいますと、お話のございました五つでございますが、その五つことについてお答え申し上げますと、仮にその五つになるとして、国家資格者の割合だけを申し上げます。土木

は八八・四％でございます。これは専任技術者でございます。それから建築が七八・二％でございます。それから舗装が七一・七％でございます。それから舗装が九五・三％。それから鋼構造物、スチールでございますが、鋼構造物が一〇〇％でございます。一応仮にこの五つということにして平均をとりますと、もちろん加重平均をしておりますが、八五・八％。管の七一・七を一番下に上は一〇〇％、このような実態になっております。

○一井淳治君 専任技術者それから監理技術者に認められている国家資格としてはどのようなものがあるんでしょうか。

○政府委員(牧野徹君) 私どもはただいま考えておりますが、三つございまして。一級の施工管理技士、それから一級建築士、それと技術士、以上でございます。

○一井淳治君 民間の協会が国家資格を取得できるような印象を与えるような講習会を開催して、事情を知らない受講者から苦情が出たりするような困った事態が起きており、建設省の方では何か誤認防止の通達を出したということも聞いておるのですけれども、そのあたりのことはどのようになっておるんでしょうか。

○政府委員(牧野徹君) 残念ながら、お話のようなこともございまして、民間団体が行います講習会の中にはもちろん技術力向上のために有効なものがあることは事実でございます。ただ、その中でいかにがわしいと申しますか、怪しげなものもございまして。例えば、自分の団体を通して受験申し込みの手続をするのでなければ正規の受験申し込みができないというふうなことを言って法外な手数料を払い込ませる、あるいは、もう一つだけ申し上げますと、先ほどおたしがあったように、あたかも正規の国家資格であるかのごとくそれを宣伝して類似の名称、資格を付与する

というふうなこともございます。そこで、具体的にわかりやすく申し上げます

と、二つだけ申し上げますが、本年の一月長野では、国家資格を取得できるぞと偽った架空の講習会の受講料を前払いさせて実は何にもやらないで姿をくらました。これは詐欺の疑いで逮捕されました。もう一つは、六十年九月広島で、これは行政書士法違反ということですが、何か受験資格の実務経験をこういふふうに書いていけば通れるよというので、大変ふらちなことを教えて行政書士法違反で捕まったというふうなことがあるようにございます。これは逮捕されております。

ただいま御指摘がありましたように、私もどなたにしましては、いろいろこういう国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体の講習等についてきつちり指導をお願いしたいというふうな通達を出しておることも事実でございます。

敷衍して申し上げますと、私もやはりこういうことを防止するためにも、今回の改正でお願いしております指定試験機関制度できちつと法律上の位置づけをすれば、これらの機関は正當なPRもできますし、そのことがいかがいし者の排除にもつながっていく、このように考えておる次第でございます。

○一井津治君 今回の改正の中で、現在実務経験者としてまじめに仕事をしておる、しかも十分に技術力を持つておるという人たちが排除されることのないよう十分な配慮をお願いしたいと思っております。そのための何らかの特例措置が講じられるのではないかと思いますけれども、そのあたりについてどのような方向で進んでいくのか、御説明をお願いしたいと思います。

いづれにせよ、高齢者の方で十分力を持つておる人たちについて、今さら何か勉強するのも大変だということもおられると思うんですが、そのあたりのことについてお尋ねしたいわけでございます。

○政府委員(牧野徹君) ごもっともなおただしでございます。私も、一言で言えば、誠実に仕事をやっておられて、現に今やっておられる方は排除されることのないような措置をまず考えて

おります。

そのために具体的にどうするかということですが、少なくとも、まずこの法律は公布の日から一年たった日から施行いたしますから、十分準備期間を置いているつもりでございます。さらに、施行した日から二年間、これは現に許可を受けておられる方はそのままで結構です。もちろん、その間いろいろ努力されて、御高齢の方でも勉強して試験を受けていただいて、受ければこれはこれでいいことになる。ところが、今先生おただしのように、中には実技はあるのだけれどもペーパーテストはなかなか受からないという方がおられるのも事実だと思います。そういう方で、御努力いただいてもいろいろ都合でなかなか一級の国家資格を取れないという方については、この五業種を指定した際に技術者となっておる方で誠実にやっておられる方は、個別に大臣が認定して従来どおりの地位が損われることがないようにしてまいりたいと考えております。

○一井津治君 次に、指定建設業監理技術者資格者証の交付制度の新設についてでございますけれども、この制度を新設される趣旨についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) 現行の法律でも、適正な施工を確保するためには、重要な工事について監理技術者を専任で置くという条文はなっております。でございます。ただし、そういう条文になっておるけれども、それをどうやって具体的にチェックするかというチェックのシステムのところが残念ながら何もなかったわけでございます。発注者は、官民それぞれいっぱいあるわけですから、も、そういうことを気にしながらでも、一々チェックするのはなかなか難しいというところがございます。

しかしながら、その中で特に国とか地方公共団体等の発注する工事につきましては、これは財源が貴重な税金等で賄われているわけですから、より適正な施工を確保していくということが非常に大事でございます。そのためには、現行法で要求

されておる監理技術者の専任制を何とか制度的にも担保してほしいというふうな発注者の方からの声もございました。そこで、ひとつそれではそういうきつちり法律で要求しておる監理技術者がそこにおるということを確保できるようにしよう、そのためにはどうしたらいいかということである。いろいろ審議会でも御議論いただいたわけですが、到達いたした結論が今回の改正をお願いしております資格者証、技術者ライセンスと申しますか、これをつくっていただく、これをつくっていただければ、それを常時携帯することにしていただければ確認は容易だと、このように考えておる次第でございます。

○一井津治君 それから、資格者証の交付事務に係る指定機関、またこの技術検定に係る指定試験機関としてどのような機関を考えておられるのでしょうか。

○政府委員(牧野徹君) 資格者証の方の交付機関についてはいろいろ御意見もございしますが、現在のところは率直に言って未定でございます。今後法律がもし成立しますれば、十分慎重に検討したいと思っております。

それから、技術検定の方でございますが、これは現在も建設大臣が行うことですが、大半のところを既にきちんと実施されておる機関がございまして、その機関の行った試験の分はそのまま認めて、大臣の方がその全部又は一部を免除する、こういうシステムでやっておるわけでございます。そこで、それらの機関が三つほどございしますが、実際に現在やっております機関を指定しようというふうに一応考えております。

○一井津治君 次に、経営事項審査制度の整備についてでございますけれども、今回、経営事項審査のうち、経営状況の審査を指定機関に行わせることになるようでございますが、指定機関に行わせることによって審査内容はどのように充実していくのか、それからまた、こういう制度の新設が零細業者の受注機会を狭める結果になってはいかないと思ひますし、また公正中立な第三者機関に

していただかないと公正な運営ができないのじゃないかというふうな気がいたしますけれども、そのあたりのことについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) 先ほども申し上げましたけれども、やはり今後の建設業の発展を考えていきます場合には、技術と経営力にすぐれた企業が発展する、そういう意味でいいますと、現在の経営事項審査制度、昭和二十五年以来三十年以上やっておりますが、そうした目で見ますと、審査の内容あるいは審査体制の両面とも必ずしも十分ではないという指摘が今回の第一次答申でもなされておるわけでございます。特に審査内容についてはやや完成工事高偏重ではないかというふうなことがございまして、技術力とか経営の健全性等が十分反映できるようにする必要がありますという指摘もございました。そこで、今回法律を改めまして、一応経営審査の内容、経営規模の認定というもの、それから経営状況の分析というものを、さらに客観的事項の全体についての総合的な評定、こういうことをすることにしたいわけでございます。

そうする中で、実は現在は許可行政庁が経営事項審査をやっておるわけですが、四十七の都道府県にアンケート調査を行いましたら、現在の審査体制で十分審査が行えますかという問いに対して十分行えると言ったのは一県でございます。それから、不十分な審査しか行えないと言ったのは四県、残りの圧倒的多数の四十二県は必要最小限度の審査がやると行える、こういうお答えでございます。これは非常に手間がかかるわけですが、そこで、私もどしましては、やはりこの際審査内容を充実する、しかし現在の諸情勢を反映すると、それによつて公務員の数をふやすというふうなこともいがかたということ、今回、お話しもございましたが、公正中立な第三者機関に、専門的な分析を必要とする経営状況分析、そこは行えることにしようと思っております。

経営状況分析をどう拡充するかということですが、現行では流動比率はか三比率ぐらいござい

ますが、これは具体的にどういふふうな審査内容を充実するかというは今後詰めることとして、相当な充実、拡充が図れるものと思っております。

それから、経営事項審査制度の内容を充実することによって中小企業の切り捨てになるようなこと、これは私も現在のその企業を正確に判断しようという事でございまして、中小企業を切り捨てるなどというねらいは毛頭ございませ

それから最後に、そういうものを任せるとして公正中立な機関にしろというおたしですが、これはそのとおりでございます。ですから、公正中立な第三者機関ということで、法文にもございしますが、特に民法法人でなく、かぬとか、あるいは建設大臣の厳重な監督の規定とか、あるいは知り得た秘密を保護する秘密保持の義務規定とか、そういうものもよろ用意して遺憾なきを期してまいりたいと、かように考えております。

○馬場富君 この法案につきまして二、三の質問をいたします。

この法案の要旨を見ますと、結論は、現在の業者の中には施工能力やあるいは資力信用に問題のある業者が非常に多いから、そのために要点が何点か述べてありますけれども、結局一つは国家資格のそういう資格技術者を置くことが必要である、これが結論だと、ほとんどそれが主力の法律改正である、こういうふうに見えますけれども、その前に、需要が低迷する中で競争が激化するという大臣の理由説明もありまして、だからこういうこともあつたらう、こう結びつけてあるのですが、僕はここところは余り結びつかないと思う。

需要が低迷するとか、そういう問題は一つの政策の問題でありまして、この業法の言う不良なそういういかぬ業者に対してしっかりとした指導をして、そういう技術者を使ってやっていくということに結局焦点が置かれた法律のようでございますが、この法律で果たしてそういうことが解決するかどうか、ちょっと答弁していただきたいと思

います。

○政府委員(牧野徹君) 内閣府を語る方の面はこの法律改正では何とも直接的にはためだらうと思いますが、やはりたいい先生もおっしゃられましたように、要は一言で言えば技術と経営にすぐれた企業が自由な競争市場で適正な競争をやりながら発達していく、そうでない不良・不適格のものは振るい落とされていくということだという御指摘は、もうまさにそのとおりでございます。そういう意味で、もちろん今度の法律改正で私はそのねらいがすべて達成できると思っております。ですから御答申も、先ほどちょっと御説明で申し上げましたが、第一次答申ということ、御諮問申し上げた四項目のうちの一・八ぐらいでございますから、あと二項目とちょっとあるわけでございます。恐らく私が考えますに、そういう項目が全部出そろい、我々もそれに対する行政施策を全部やることで完全なものになっていくと思ひます。

ただ、今度法律改正をお願いしておりますのは、何といつても不良・不適格業者等の問題に対処するために、予定しておる五つの業種についての指定建設業については技術者要件を改正するということ、それから、ちょっと名前が長いので私たちはライセンスカードと略称で言っておりますが、資格者証制度というのも非常に大事で、工事の施工をきちんと担保するためにこの資格者証制度も大事である。それと、やはり技術と経営にすぐれたということを客観的にきちんと評価するために経営事項審査制度の中身を充実させる。私はこの三点、今回改正をお願いしている主要点はあと二点ほどございまして、それらをやっていけば相当程度の実績を上げられるのではないかと考えていますが、これだけで十分だと断言する気はございませんので、今後二段目、三段目の施策も用意をしてみたい、かように考えております。

○馬場富君 そこで、非常に内需拡大に合せて地方への投資拡大が言われておる中で、特に中小

建設業者が今大変あらゆる波の中で苦しんでおるわけですね。こういう資格制度というものを固めていくことがあってそういう人々たちを束縛するだけの効果になったら、この法の意味も全然なくなってしまうと思うんです。

先ほど来、いろいろ柔軟的な対応のことを説明をされておりますから、私は悪いというわけじゃなしに、今の資格業種そのものがかなり乱脈であることはわかりますから、それに対して一つのやはり歯どめをかけていくという意味は理解できます。

ところで、それじゃ建設技術者に関する国家資格については今までに建築士とかあるいは技術士というような制度がございしますが、その他どのような国家資格制度をお考えになっておるか、指定業種に係る特定建設業者が受ける資格というのを考えか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) 今回お願いしております指定建設業につきましては、一級施工管理技士、一級建築士、それから技術士、以上三種目の国家資格を考えております。

○馬場富君 先ほど何点か聞かれましたので、私はその点は省きますけれども、特にこの制度のために既存の資格者や、それからまたこれから新たにこの資格を取ろうとするために国家試験を受ける業者がその資格が取れぬために苦しむようなことのないように、この不況の上にそういうものが重ねられてはかなわぬと思ひますので、そういうことを絶対に配慮してもらいたいと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(牧野徹君) おっしゃるとおりだと思います。現在、法律はまず公布から一年たつて施行する、その間の準備と施行した後の二年間は従来どおりで結構ということと、さらに、それでもよろしい事情でそういう一級施工管理技士などの国家資格が取れない場合には、現に今従事されておる方については誠実に仕事をしたいだいていという条件つきでございますが、大臣の特別の認定で業務に支障のないようにしていきたいと

考えておりますので、万全の態勢はとりたいと思つております。

○馬場富君 それじゃ、その点につきましてそういうふうにも私も理解しますが、ぜひ中小建設業者がこの資格を取るために苦しまないような柔軟的な配慮をひとつ要望しておきます。

あわせて、大臣の提案理由の説明の中の、需要が低迷する中で競争が激化するということの中で、一つはそういう不良な業者を取り締まることもあ

るが、やはりもっとも私は中小建設業者のために仕事をし出してやってほしい、仕事をし出してやってほしい、そこが僕は焦点だと、こう思うんです。やっぱりそういう姿勢こそ、枠で締めるよりも私は皆さん方が生きてくる道だと思ひます。

そういう点で、前回も私はこの委員会の中で、一つ首都圏の一点集中化の弊害の問題を指摘しましたが、国土庁が前に素案のものを発表していただきましたが、四全総の国土庁素案というのが近日中に審議会で審議されるようでございますが、その一点集中化とそれに対する具体的な地方多極化の問題についてどのような方向に今試験等が進んでおるか、御説明願いたい、こゝろ思ひます。

○説明員(御屋清孝君) ただいまお話ございましたように、現在四全総の国土庁素案、昨年の十二月一日に審議経過報告を計画部会が提出いたしましたけれども、それから以降、関係地方公共団体、関係団体、それから各省等、いろいろと意見調整を進めてまいりまして、ようやく最終段階に参りました。明日国土審議会に御提示申し上げると、こういう段階によりやう参つたわけでござい

個性ある地域づくり、それからそれを支える交通
あるいは情報の幹線体系の整備、さらには交流を
促進するようなソフトな施策、そういうようなも
のを中へ掲げて均衡ある国土をつくっていく、こ
ういうような内容になっております。

○馬場富君 その中で、従来は東京以外に地方都
市でも名古屋とかあるいは大阪とか福岡とか札
幌、こういう地域の重点都市にわたりかた集的に
前進してきたのが、もうここ二、三年というのは
そういうものがあんと落ちちゃって、究極的に
東京のみに一極集中だ。例えば地価なんかでも、
六十一一年間の上昇率なんか見ても、もう
東京の都市部については八〇%から一〇〇%の伸
び率ですね。名古屋あたりでいくと一〇%か二〇
%ですよ。また、横ばいというところもあ
るんですね。もうそのくらいの差ができてしまっ
ておるという状況で、もうこれも実はけた
外れの化け物的な発展の状況になってきておるん
ですよ。

だから、もうこれはこの間も話したように、住
める東京じゃないという状況のことをお話し申し
上げましたが、そういう中で、特に私は中部にお
りますから、名古屋圏の一つは発展のための地方
分散のビジョンもつくられてきたと、こう聞いて
おりますが、この四全総の中で、試案等にもそこ
らあたりの問題はどのように配慮されていま
すか、御説明願いたいと思います。

○説明員(御座清泰君) 地方の振興という中で、
東京圏、関西圏、そしてその他の地方というよう
な形でそれぞれ地域の役割ないしは方向というも
のを書き込もうとしたしておりますけれども、地
方が非常に困った状態にある、それを何とかしな
ければいけないというような意味で北海道とか北
東北というような面に重点を置いているというこ
とが一つございます。さらに、名古屋圏につきま
しては、世界的な水準にある産業技術というよう
なものが従来からもございますけれども、これか
らもうそういう意味での発展というのが大いに期待
され、またそうあるべきだということで世界的な

水準の産業技術の中核圏というような位置づけに
したい、こういうような方向で国土庁試案をつ
つしているところでありまして。

○馬場富君 それにつきまして非常に結構でござ
います。もう一点は、それに対する道路網とか
あるいは交通網とか、そういう点についての試案
的なものも練り上げられてきたのじゃないかと思
うんです。そういう中で、従来から私が建設委員
会でもよく問題を提起したいわけの名古屋圏の
中心的なプロジェクトという構想というか、こ
の前大臣にも質問しましたが、湾岸道路が胴にな
りました愛知県、岐阜県、三重県、名古屋を
含めた東海環状構想というものが実は前から地元
からも提案されておるし国土庁でも審議されてお
ると思うんですが、四全総の中には何らかの位置
づけが考えられると思いますが、この点はどうで
しょうか。

○説明員(御座清泰君) 先ほども申し上げました
けれども、多極分散型国土を形成していくために
やはり高速交通体系のネットワークということが
非常に重要な役割を果たすということで、交流
ネットワーク構想の中の重要な位置づけになっ
ておりますけれども、中部圏におきましても当然
いろいろ重要な幹線道路がございまして、そうい
うのは十分検討いたして方向づけをしていきたい、
こういうふうに考えているところでございます。

○馬場富君 特にここで前の国土庁長官にも私は
質問しましたし、建設委員会でも何回も言いま
した。いわゆる東海環状構想、そういうものは今までの
議論の中に出ておるのか出てないのか。僕は出て
おるように話を聞いておるんですが、どうでし
ょうか。

○説明員(御座清泰君) お話しの東海環状の交通
網というものの重要性については十分議論が出て
おりまして、四全総の中で位置づけるとい
う方向に検討がされております。

○馬場富君 次に、交通体系の中で特に一点集中
の国際化ということで東京に航空網も集中してい
ます。今度は関西国際空港も誕生することになり

ました。そういう点で、名古屋を中心とした中部
にも国際空港をぜひという声が地元からも強く起
こっております。そのために地元でも中部空港
調査会というものが、地元の県知事や名古屋市長や
あるいは財界からも出て調査会が設けられてお
ります。それから、あわせて運輸省やあるいは県
市等の公共的な研究会等も設けられてこの問題に
ついては取り組まれておりますが、この点につ
いて運輸省の方から中部国際空港についての今の実
情を御説明願いたいと思います。

○説明員(堀井修身君) お答えをいたします。
中部国際空港の御要望といえますが、現地で
のお話というのは私も十分承知をしております。
ただ、中部圏には現在名古屋空港、いわゆる
小牧空港があるわけでございまして、今後とも相
当の需要増に対応していくのはなかならうか、
こういうようなことを考えておりました。中部の
新国際空港については長期的な課題であらうと思
っております。

ただ、本構想を進めていくという場合には、そ
の空港の必要性あるいは地域に及ぼす経済効
果と申しましようか、開発効果と申しましよう
か、そういうことも、あるいは騒音対策でありま
すとかアクセスに十分配慮した候補地点、こうい
ったものの選定が必要であらう。さらには費用負
担をどのようにするのか、こういった点について
十分な調査を行って、さらにそれに基づきま
す地元の議論あるいは検討、コンセンサス、こうい
ったものが非常に重要ではないかというふうに私
ども考えております。このような点から、一昨年
でございますが、先生からお話ございました中
部空港調査会、これは運輸省の認可の財団法人で
ございまして、こういうものを設立をいたしまし
て地元へ調査をお願いしておるということでござ
います。運輸省としては、この中部空港調査会に
おきます調査の進捗等を踏まえまして、中部国際
空港に対する対応を決めてまいりたい、このよう
に考えておるところでございます。

○馬場富君 地元では非常に熱心にこれは推進さ
れておるわけです。結局、需要量という問題だけに

集中しますと、それはほっておけば、どうした
て東京に集中しちゃいます。需要と言えは、傾
向が集中化の傾向にあるわけですから、だから国
土庁が全総のたびに地方分散計画というのはい
におやりになつたけれども、一点集中化になつた
だけで地方には分散しなかつたという現実です。
これはどこに問題があるかと言えは、計画倒れに
終わっただけであつて、地方分散的にいろいろ国
土庁が考えて現在試案にまとめられておるような
そういう案というのは実施しなきやどうにもなら
ぬことだと思ふんです。

だから、その一つの部門として空港だつて同じ
ことが言えると思ふんです。需要は、今中部が研
究されていきますけれども、旅客輸送があるなら、
貨物輸送もあわせてそういうものを総合的に考え
てみたら需要といふのはできてくるのじゃないか
と思ふ。だから、この前も話したように、十年間
計画立てるところなら十年一律にやるのじゃなく
て、こういう低金利のときに、民活等のもも考
えられておる地元計画等も持つておるようです。か
ら、思い切つた進出をすることによってそれを事
業化していけば分散化も自然にできていくのじゃ
ないか。難しいから、これは需要がないからと言
つたら、永久にそんなものは私はできぬと思ふん
です。地元もやはりそういう意味で、量をふやす
ために、旅客だけで少なければ貨物をやっても
やっていこうじゃないかという、また民間投資も
考えてやっていこうじゃないかという、こういう
乗り気のときに私は早く思い切つてやっていくべ
きだ、こう思ふんですが、どうですか。

○説明員(堀井修身君) 中部国際につきまして先
ほどお答えしたとおりでございますが、確かに、
航空の需要の構造と申しますのは、先生御指摘の
ように、国際航空等をとつてみましても、東京例
えは成田でありますとか、若干羽田もございま
す。あるいは伊丹大阪国際空港、こういうところ
に国際航空需要が集中しておるというところは事
実のとおりでございます。私もももできるだけ国
際空港を分散させていくということは重要である

というふうに認識をしておるところでございます。現に今申しました羽田、成田、伊丹のほかに九程度の国際空港は実はあるわけでございます。先ほど私が申しました現名古屋空港も国際空港でございます。ただ、先ほど申しましたように、まだ十分に使用されておらないという状況でございます。まして、まず現空港をよく使っていたらいいというふうに考えておるわけでございます。

さて一方、運輸省としてそれじゃ何もやらないじゃないかというようにございまして、けれども、私も、私どももいたしまして、将来の我が国の国際航空の動向、国際空港のあり方といったものにつきまして、全国的な観点から調査を六十年一度から開始をしておるところでございます。この基礎的な調査を踏まえ、かつ中部空港調査会での現地での調査、こういったものもあわせながら検討していきたい、こういうことでございします。

○馬場富君 予算の中で非常に配慮されて調査されておることはわかっております。だから、それを一段と強化して、国土庁におきまして、そういう一点集中から分散化の中でやはり中部圏の構想の位置づけということもひとつしっかり考えてもらいたい、こう思います。

最後に大臣に、今まとめていろんな質問しましたが、この業法の中にも、需要が低迷する中で競争が激化してきておる、こういう建設業の中にこの業法の資格者をつくってやることはこの一部のことでありまして、そのことよりもっとやっぱり大きいことは、先ほど来申し上げましたような内需拡大、そしてこの一点集中をいかに分散させていくかということに私は尽きるところでございします。

先日この委員会で湾岸道路のことについて御説明申し上げましたが、今国土庁で検討されております愛知、岐阜、三重の中部三県の東海環状構想というものを実は地元も非常に熱心に進めております。また中部国際空港ということもこれに見合ったやはり分散化の中の一つとして地元が熱

心に考えて、やろうとしておることですから、それについては今政府がしようとしておる民活ということも考えられる余地はあるということ、非常に低利であるという時期だから、思い切ったやっぱり国もそういう前倒しの考え方でこういうものに積極的に取り組むということが建設事業としても大事なじゃないか、こう思いますが、大臣の御意見を伺いまして終わります。

○国務大臣(天野光晴君) せんだって御質問のあった伊勢湾湾岸道路と関連しまして今の東海環状も、名古屋を中心とした約三十キロから四十キロぐらいの半径を描いた線につきまして検討を進めております。ここの一週間ぐらいで発表する問題があるものですから、ちょっとそれ以上申し上げるわけにはいきませんが、非常に重要な路線として検討していることは事実であります。

○上田耕一郎君 今回の建設業法の一部改正は、昨年の二月に発表された二十一世紀への建設産業ビジョン、建設産業ビジョン研究会のこのビジョンが下敷きになっていると思うんです。このビジョンは中小建設業切り捨てを盛り込んであるというので、中小建設業界は全国的に非常に大きな関心を持ち、反対の運動も起こりました。私も当委員会での問題を取り上げて、建設大臣から建設省としては中小建設業切り捨てなどの態度は考えていないという答弁をいただいたんです。が、このビジョンの中に「許可基準の適正化」という項目があってそこに書いてあるわけなんです。一定の国家資格のみに限定する方向も検討すべきである、こうなっているんです。いろんなことを盛り込まれているわけなんです。この中の許可基準の国家資格への限定がこの法案になってきたわけなんです。

ことしの一月十三日に中継審から「今後の建設産業政策の在り方について」の第一次答申が出て、それに基づいてこの一部改正になりました。これを読みますと、ここには「十四業種については、特定建設業、一般建設業とも国家資格に限定する方向が適当である」となっており、当面は一式

工事である土木工事業、建築工事業などの五業種、この五業種についての特定建設業についての国家資格に限定するとなつてこの法案が出てきたのです。中小建設業界では、五業種限定で特定建設業が何となくそこまですすまなかったというので、一面ははつとはしていませんけれども、この一次答申が十四業種を挙げて、「なお、一般建設業についても、国家資格者の充足度に見合った、漸次、国家資格に限定していくことに努めるべきである」となっております。それからその方向に行くのじゃないか。そうすると、ビジョンで出している中小建設業の事実上の淘汰、その方向への第一段階が今度の一部改正になったのではないかとこのことを非常に心配しているんです。

そこで局長に、今後こういう十四業種に広げていくのか、それからまた、特定建設業だけでなく一般建設業にも広げていくのか、私どもはやはりすべきでないと思つておるんですけれども、お答えいただきたい。

○政府委員(牧野徹君) 第一次答申にただいま先生御指摘のようなことが書かれているのは事実でございますが、まず今回は、特定、一般のうちの特定の総合的な五つだ、それから次は、その特定で残りの九つについてはどうか、まず第一問はこれでお問いただしたと思つておるんですが、これについては、私どもは指定するということも現在このところ当面は考えていない。ただし、もちろん御答申をいただいたことでもございしますから、今後の社会経済情勢なりあるいは技術の高度化のあり方とか、あるいはお話のありました国家資格者が要するに無理のないように充足されていくかどうか、そういうような総合的な判断を加えながら今後検討していくべき課題だと思つております。

当面、次にはこれを指定するというふうな考えはありません。それから、さらに答申では特定のみならず「なお、一般建設業についても」と書いてございします。この点は私どもも、まず一言で言えば慎重に検討しなさいかぬ、というのは、お話のありま

したように、一般建設業となりますと業者の方も大変数も多くなりますし、あるいは中小企業の方も非常に多くなります。ですから、慎重な配慮が必要だと思つておる。もし、といいますか、将来においていろんな状況の結果そういうことを考えるということになれば、これは実は特定建設業の追加は政令マターでございしますが、一般建設業についても指定建設業制度を導入しようと思つれば、これは法律改正でございしますから、そういう諸般の情勢を踏まえて、必要となればまた国会の御審議をお願いしたい、このように考えておるわけでございします。

○上田耕一郎君 私は拡大すべきでないと思つておる。この残りの九業種を見ますと、とび・土工工事業とか造園工事業なんというのも入つておるんです。こういうものまで国家資格云々を言いますと、これはそれこそ非常な問題になると思つておる。政令マターそれから法改正問題、答弁ありましたけれども、特に中小企業の業界が困るような方向はやめていただきたくないということをお願いいたします。

そういうことよりも、やるべき他のことがある。私は、その一つに建設業に対する他産業からの参入問題、異業種からの参入、このことをお聞きしたいのです。実際、調べていると思つておるが、どうですか。それから、このビジョンにもこういう異業種からの参入圧力は強いと予想されるところまで書いてあるの、こういう点のむしろ規制が必要だと思つておるんですが、実際とそれから対策をお聞きしたいと思つておる。

○政府委員(牧野徹君) 他産業から建設業へ新規参入される方の実態ということですが、私もそういうことを定期的に調査をした時系列的な調査結果というのを持っております。ただ、三年ほど前で恐縮ですが、五十九年の四月・九月、上半期に調査したデータがございします。これによりまして、他の産業から建設業へ参入される者で一番シェアが大きいのは卸売・小売業でございします。これが二四・五%、参入された方の中のシエ

アです。その次が不動産業の一六・七%、それから製造業一五・七%ということになります。これら三つの産業で全体の約三分の二を占めております。一言で言いますと、ほかの産業からの参入を先生の御指摘がもし規制すべきだというようなことであれば、これは私も、これが建設業法で求める資格に合つておられれば建設業の許可は与えざるを得ないというふうに基本的に考えております。

○上田耕一郎君 このデータを見ますと、例えば日本鋼管などというのは建築土木について九百八十四億円かの工事をやっているのです。三井物産、これは四十一位で三百五十一億円も建築土木について工事をやっている。それから、許可をもらつてやる以上やむを得ないと言つけれども、こういう製造業とかそれから商社なんか元請になりますとさまざまな問題を当然起こすわけですから、我々のところにも、それこそ重層構造ですから、三次、四次の下請の方がいろいろな問題を持ち込んできて、業法に基づく指導をよく建設省にお願ひすることが多いのですけれども、やはり複雑な重層下請関係にあるので、こういうメーカーや商社が乗り込んでくるというのはそれこそ自覚も能力も欠如しているケースが多いので、規制というのはまずいとしても、やはり担当官庁として適切な措置を考えていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

それから、その次の問題として、きょうの新聞を見ましても、補正予算の公共工事について額もいよいよ出て、公共事業を中心とした大型補正という問題になってきているわけ、それに對して受け入れる側の建設業の態勢、これが問題になってくると思うのです。きょうは時間も余りございませんで、今新聞その他、また業界で大きな問題になっております職人不足問題、このことについて質問をしたいと思ひます。

日本経済新聞の三月八日付を見ますと、「内需拡大に職人不足の壁」という記事があつて、いろいろ具体的な問題が書かれています。「内需振興が

軌道に乗り始めたとなん、職人不足で工事が延び延びではどうしようもない」ということが指摘されておりますし、また五月十九、二十日付でも「専門工が足りない、建設・住宅業界」という連載記事がやはり日経新聞に載つておりますし、他の建設関係の専門新聞でも非常に大きな問題になっているのです。この実態をどう把握しておられますか。

○政府委員(牧野徹君) まず結論的に申し上げますと、いろいろ新聞等で報道されることもございしますが、そういうことであるから、例えば私どもの担当しております公共工事等の施行で、完成時期までに全然間に合わないで大幅におくれる工事が続出するというふうな状況ではないわけではございません。

ただ、それじゃおまえ、不足しているのは一切ないかと、そういうことではないと思ひますが、私どもの分析でいろいろなデータもございしますが、やはり三つの条件といふことが、状況が重なる場合によれば新聞に出てくるようなことも起きます。その三つの条件というのは、一つは、やはり毎年の状況を見ますと、労働者の方の逼迫の度合いというのが高い時期と低い時期とあります。気候もようございしますし大体毎年日本のあれて発注が春ぐらゐに行われてきますと、ピークになるのが秋でございしますから、やはりどうしても秋というのがやや逼迫傾向は出る。それからもう一つは、先ほどから地方都市の振興の話もございしますが、やはりある意味で工事が集中したようなところ、そういう地域が不足が出る。それともう一つは、どの技能者にも出るというのではなくて、例えば私どもの承知しているところでは鉄筋工だとか型枠工だとか、それから最近では、例えば東京の建築ブームの際には最終工程になる左官屋さんのところで不足がある、こういうふうなことでござい

ます。そういうふうなことで、今言いました時期と地域と職種、それがどつと固まつて、例えば一番典型的なのは災害が一カ所にどつと来たら、これは

もう全国から応援頼まなきゃどうにもならないというふうな状況もございしますし、あるいはビルラッシュになると先ほど言つたような職種が不足する、こういうこともございしますが、それが押しなべて、日本の公共工事全体の執行が非常におかれるというふうなことはないかと私は考えております。

○上田耕一郎君 どうも実態はもっと深刻のようです。私もデータしか見ていないんだが、労働省の報告では、建設業の技能労働者不足率、五十九年五・八%、それからずっと上がつて、六十一年六・六%と上がつていっているんですね。

それから、三月に発表になった六十一年度の調査結果を見ますと、一位が配管工・鉛工、二位が造園工・植木職、四位が構造物鉄工、五位が鉄筋工、それから九位が型枠工、十一位がとび工とかなり建設関係の不足率が多いデータが出ています。

そこで、五月二十日の日経の記事は、今季節でいろいろあるということを局長お答えになられたが、「今後、首都圏における専門工不足は、公共工事発注とアパート建設の増える七八月に厳しさを増しそう」というのが日経の記事で、私も若干の調査をしました。業界でもことしの夏から秋にかけてなかなか大変だということが言われている。この問題も私毎年取り上げてきたんですけれども、そういう技能工、職人の不足問題で、いろいろ原因があるだろうと思ひますけれども、やはり賃金問題が一つあるんですね。

これも毎年私取り上げてまいりましたが、東京土建がこの賃金問題で運動とそれから調査を発表しています。東京土建の発表した数字を見ますと、六十一年度一般企業の平均賃金、東京の男子、全産業で、これは日額換算で二万一千二百四十九円。これに対して建設職人二万三千五百八十四円という数字で、六四%なんです。これはやっぱり一般産業の平均と比べて建設職人は非常に低い、七割切つているというのが東京の実情です。東京土建は全建連がやっているわけですが、い

つも協定賃金を発表していて、ことしは去年より千円高い二万円。この二万円で年収五百二十八万円にやつとなる。東京の男子勤労者の平均年収はボーナス込みで五百五十万円だから、職人はボーナスもない、雨の日は休まなきゃならぬ、一カ月平均二十二日の計算で二万円という要望を出しているんですね。

さて、ここからやはりいつもここで問題になるんだが、皆さん方は賃金を上げる必要があると言われるけれども、問題になってくるのは三省協定なんです。三省協定がどのレベルになるかということ、民間のこういう職人さんの賃金にも当然影響を与えるわけですから、建設省はいつもこの調査結果は発表しているが三省協定そのものの数字は発表してないと言われるのだが、これはどのゼネコンもみんな知つていますよ。みんな知つてい

るから私も手に入つたわけですから、これを見ますと、六十一年度の三省協定賃金、大工さんが一万五千三百円で伸び率四・八%。昨年二・八%ですからちょっとこれは上がつてはいるのだが、しかしこれは左官は伸び率ゼロです。それから、型枠工ゼロです。型枠工、先ほど非常に職人不足が大きい分野だというのがゼロですよ。普通作業員もゼロ。それから運転手も伸び率ゼロなんです。

なぜこういうふうになるのか。皆さん方は調査に基づくと云うのだけれども、きょうはちょっとその先を聞きたいんです。これは東京について六十年十月の調査の数字、それに基づく六十一年度の三省協定賃金、六十一年十月の調査の数字、六十一年度の三省協定賃金の数字を見ますと、必ずしも全部比例的にいつているわけじゃないんです。

そうしますと、調査に基づく皆さん言われるのだが、こういう実態調査だけでなく、例えば昨年実態調査をやつたその後の経済情勢、それからやっぱり政策的観点があると思ひますね、そういうものを加えてこういうものを出しているんでしょう。全部比例じゃないですから、何か係数か

方程式がつくってやっているんですか。そういうことをひとつお答えいただきたいこと、今私が言いましたようなごうい職人さんの不足問題が大きな問題になっている時期であるとすれば、そのことを解決するためには去年の十月の実態調査がこうだったからというだけでなくて、経済情勢の変動、また補正予算による公共工事をやろうというわけだから、そういう政策観点も交えて、三省協定についてもこれを上げていくという方向が出せるのではないかと思います、その点お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) 数字についてのお話ですが、これも、これはたまたまお話のありましたように十月に調査して、あくまでもそれに基づいて、その後の三四月までのあれはスライドをさせることは当然で、させて決めているわけですが、そのスライドは労働省のおやりになっておる毎月勤労統計調査の結果から指数を出してやっておる、そして新年度に適用する、こういうことです。

それから、何とかそういう技能工の方の賃金をアップするために三省協定の賃金そのものを上げられないかというお問い合わせだと思いますが、これは私は結論からいって、やや無理ではないかと思ひます。というのは、何と云ってもこれは公共工事の予定価格を決定するために我々が求めているものであって、そのさらに源をたどればいわゆる予決令の規定で、予定価格を決める場合には取引の実例価格を考慮して適正に定めらるゝとなっておりまして、私どもは現時点で農林水産省、運輸省、それから私も建設省三省が共同して実態を調査しているこの調査結果というのがこの予決令で求められておるところの実例価格を考慮して適正に決めるということに最もびつたり適合していると思つておりますから、それに別の何か配慮を加えて値を要するといふことは適当ではないといふふうに考えております。

○上田耕一郎君 局長さんの答弁としてはそこまでだろうと思うので、最後に大臣、これまでの慣例やいろいろあると思うんですけども、先ほど

申し上げましたように、例えば大工さんの、職人さんの賃金が東京で一般産業の六四〇という状況があるわけですね。その点で、これはさまざまな問題点をそれぞれの個人にもまた家庭にも及ぼしているわけで、建設業全体を進展していく上で、特に今の職人さんの不足を解決するために、この賃金引き上げということをどうお考えになるか。その中で、三省協定が公共工事の積算の数字だとはいいませんが、役割を果たしているの、政治的な配慮ですね、それも含めて大臣のお考えをお伺いして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(天野光晴君) 普通の公務員その他はベースアップするわけですから、一般の労働者もそれは当然やらなきゃいけないと思ひます。ただ、公共事業の関係は予算の中に含まれてくるもので、今局長が言つたように前年との比較、今までのデータ以外に有利なデータがあればこれは別であります、今までの慣例に従う以外に措置はないのじゃないかと思ひます。ただ、こゝで、三日中に決まるであろう補正予算の問題であります、それについても、仕事をきょうさんとつても、今言つたように手不足や何かで仕事ができないということがある、これは問題でありますから、そういう観点で一体どれくらいまでやればできるか、要するにそれほどに影響がない格好で試算あるかということ、厳密に調査しまして、その額までは大丈夫だということ、今交渉をされている最中ではあります、今言つたとおり、他の労働賃金とのバランスが欠けるようなことがあると困りますから、その点は十二分に注意して行いたいと思ひます。

○青木茂君 一番最後というのはほんと重要な開きたい問題が出尽くしてしまつた感があるのですけれども、重複を恐れずにあえて申し上げれば、この法律見ますと、どうしても中小企業の方に過酷な条件を課するということが読めますね。そうすると、結果において中小企業排除につながりかねない。それに対する何か一つの具体的な歯どめというものが現在なければ、将来におい

てこうしたらどうだといふようなことのお考えがあるかどうかということをやつと伺つてみたいんです。

○政府委員(牧野徹君) 私の方も同じような答弁になるので恐縮でございますが、今回の法律改正で中小企業を結果的に排除するとか、そういうようなことは全く考えておりません。と申しますのは、先ほどもちつと数字申し上げましたが、建設業産業の場合でもいわゆる中小企業の方が九・三％というもう極めて大きな数字です。これらの方々を一律に無視するとか切り捨てていう行政施策は我々としてはとり得ようないと思ひます。ただ、しかしそう言うなら何か歯止めというお話でございますが、歯どめというところのお答えになるかどうかかわかりませんが、例えば今度お願ひをしております指定建設業に係る五業種の技術者の資格は国家資格に限定すると申しております。その際、先ほどのお問ひにだしてもあります、残り九つの九つはどうか、あるいはさらに、より一般的な中小の方が圧倒的に多い一般建設業の場合にはどうかということについて言えば、特定については政令マターでございますが、一般建設業にさらにもし及ぼさうという場合、これは法律改正問題ですから、もう大きな歯どめと言えどもめがけておるわけでございます。それから、政令マターだとは言つても、残りのものは当面指定する気はございませんが、それとももし指定するにしてもやはり過酷な条件にならないように、国家資格者がいもしないのに国家資格に限定するなといつたつてこれはもう違法行為になるばかりですから、その辺のことも十分に考えていきたいと思ひます。

それから、もう一つつけ加えさせていたくださる、これも先ほどお問ひいたしました方が、法律を施行したら一議に及ばずさうだといふことではなくて、二年の猶予期間もありますし、その間に、今その資格を持つて認められている方であれば、誠実にやつていただいている限りは大臣の特認で原則全部いきまうというお答えもしてい

るわけでございますから、そういう意味で私は、暴走しないような歯どめといふものは十分にかかつていっているのではないかと考えております。

○青木茂君 今、盛んに国家試験の問題が出たわけなんですけれども、国家試験万能力が果たしているかどうか。つまり、実務経験を唯一のよりどころにいたしまして立派な仕事をしている企業も多いわけなんです。それだったら、国家試験合格するに決まってるのだから受けたいじゃないかと云つてしまえば簡単だけれども、中高年齢層になりますと、ペーパーテストになじまない人たちがいます。だから、実務経験といふものを今度のいわゆる資格問題にもつと大きく配慮するといふようなお考えはございませんか。

○政府委員(牧野徹君) これはもうおっしゃるとおりだと思ひます。特に建設業の場合には何と云つても物をつくつていくわけですから、実際の経験といふのがまずベースとして極めて大事であることは間違ひございません。ですから、今度の改正でも国家資格者に限定すると言つたのは、繰返して恐縮ですが、非常に現状をもつと踏まえておる特定建設業のうち五つ、土木一式、建築一式等、こういうことを申し上げておるわけなんです。だから、それを裏から考えれば、そうでない業種とかあるいは中小企業で腕一本で父子相伝の技術といふものは、腕を磨いている例えは大工さんがおられれば、そういう方はもうそれで大変結構なわけなんです。今でも建設業の許可はそれで取りたいのであります、今後ともとかく法律改正しない限り完全には守られておるわけです。

それから、あえてつけ加える必要はないかもしれませんが、先ほど言ひましたように、一級の何々技士という資格をとるための試験の条件、受験資格において、私どもの場合には実務経験何年持つていふことが全部受験資格にありますから、とりわけ建設業の場合の資格といふ意味で、実務経験を重視しているといふふうなことは、

私は断じてないというふうに考えております。
○青木茂君 一定の実務経験と技術があるならば、国家試験に対して何か特別試験というのか、別な試験制度でもって技術を優先した判定をするというふうなことはありませんか。

○政府委員(牧野徹君) 現在考えております指定建設業の技術者は一級建築士、一級施工管理技師、技術士、こういう三つのものでございます。これをその試験に受からないのにその資格を与えるということはこれは難しいと思いますが、そうではなくて、その試験を受ける受験資格で特別の配慮をするというのか、例えば特別の研修を集中的に行つてトレーニングしていただくとか、それでも先ほどおっしゃったように高齢の方、ペーパーテストに弱いというようなところあるかも知れませんが、やはり一級のライセンスを実務経験だけで与えるというのは、これはちょっと難しいのじゃないかと思ひます。

○青木茂君 だから、別な試験方法、試験方法を二本立てにして同じ資格を与えるということはできませんか。
○政府委員(牧野徹君) これは、例えば技術士試験とかそれぞれで担当されておりますので、私が今ここで断定的なことを言うのはちょっと差し控えたいと思ひます。それよりも建設業の場合に大事なことは、今建設法の改正でお願いしているわけですが、そういう建設業というのは二十八業種があるわけでございます。そのうちの今五つについて言っているわけなんです、本来実務経験で十分だということはその担保を確保していくということが大事ではないかというふうに考えております。

○青木茂君 例えは税理士という資格がありますね。あの資格を取るときに、大蔵省に長く勤めて実務経験を持っておりますと別な試験制度ではほとんど自動的に資格が来るわけなんです。いわゆる税理士においては実務というのを非常に重視している。官については国民の税金で給料もらっ

て、そして仕事を覚えてそれが民間の税理士活動に運動する。そうでない人、大蔵省に勤めてなかつた人は大変難しいペーパーテストを受けて税理士にならなかならないわけですね。そうすると、官は実務経験優先でやる、民はペーパーテスト優先でやる、こういう実例が実は税理士の資格試験の制度の中にあるわけなんです。ですから、私はそういう物の考え方というのは一本化した方がいいのじゃないかと思ひます。すけれども、その税理士の資格試験制度なんかと比べてどうなんですか、私が申し上げた質問事項は。

○政府委員(牧野徹君) 税理士の方がどうしてそういう制度になつてゐるのか、なつてゐること自体も私知りませんが、仮にそうなつてゐるとしては、どうしてそうなのかという点は何ともここでは言ひようがないんですけれども、私どもの今お願いしているというのか、そのベースとして一級建築士とか技術士とか、こういうところは極めて高度な知識が要求されるので、それをテストしないで与えるということは無理なんではないかと思ひますが、ここは私が試験担当セクションでもありませんので、そういうことを伝えて勉強はしてもらおうかと思ひますけれども、なかなか私の考えで言えば、税理士がそうだから技術士もそうしろということが通るのかなという疑問はございます。

○青木茂君 とにかく公務員の場合は勤めておれば十分な実務能力があるということでもって二本立て、つまりペーパーテストでいく人と違う試験制度になつてゐるわけなんです。そういうふうな国がやつてゐることで実務が非常に優先されて、今回の方ではどうもやっぱりペーパーテストということが中心になる、こういうことでいくと、ちょっと言葉が過ぎるかも知れないけれども、官の中において例のキャリアとノンキャリアの区別ありますな、ああいうものを民間まで広げてしまつて、変なところへ変な摩擦が起きるといふようなことにならぬだろうかという心配があるんです。

○政府委員(牧野徹君) 税理士の方のことは全く素人でございましてから差し控えるとして、ただいま御懸念のようなことがあるのかについてお答えいたします。これは先ほど来お話が出ております建設業のあるべき二十一世紀を目指した中長期ビジョンで根限り検討した後、昨年一年間かけて中央建設業審議会でもそれこそあらゆる方々が加わつて、業者も大中小零細の方が入つてもみこんで、やはりこの五つについてはこういうことにすべきだといういわば一致した御結論をいただいているわけですから、私どもは、今お願いしていることについて言えば、そのような御心配はないのではないかと考へます。

○青木茂君 何でもそうなんですけれども、審議会とか委員会とかというものでこういう結論が出たからこれはもうベストなんだというその手法というものは、やっぱり私はこれは一般論として感心しない、いわゆる審議会方式というのはね。それはまあいいです。

もう時間ですから、最後に建設業界一般について申し上げます。これぐらい近代の意味においてはおくれた業界はないですよ。天下の大企業でも何々組なんというのありますし、それはともかくとして、例えば契約する特に契約期日、受け渡し期日なんか守られたためしがないんですよ。それも、守られなかったという立派な理由があれば、それは仕方がないですけれども、わかつたようなわからぬような理由でじゃんじゃん延びる。それで一般的に非常に迷惑をしている人もあるわけなんです。だから、そこら辺の建設業の近代化、合理化についての建設行政としての指導方針、それを伺つて質問を終わります。

○政府委員(牧野徹君) 私は建設業の行政担当でございまして、日本の建設業がたいま先生が冒頭におっしゃつたような極めて非近代的とかなんとかいうことでは決してないと思ひます。ただ、前近代的とかいうふうなことが何もないかといへば、そんなことはない。もちろんそういう点が見受けられない点もないことはないというふうなこ

とで、例えば経営事項審査制度を初め、いろんなことをお願いしているわけです。それから、蛇足かもしれませんが、名前の何々組がいいか悪いかというのは、これはちょっとお答えをしかねます。

それともう一つ、期日が守られないということですが、これも念のためですが、世界の建設業の中で日本の業者がなぜいいかといへば、期日をしっかりと守るという評価があるということもつけ加えてさせていただきます。

○委員長(鈴木和美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として鈴木貞敏君が選任されました。

○委員長(鈴木和美君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、建設法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の最大の理由は、本法案が建設産業ビジョン研究会報告書が目指す中小零細建設業者切り捨て、大手業者本位の業界再編成の第一段階であること。本法案は、建設業の許可基準のうち、専任技術者の資格要件を国家資格取得者等に制限するなど、建設業に対する規制を強化するものです。ビジョン研究会報告書に対する強い批判の中で、今回は規制強化の対象を指定建設業の特定建設業者に絞つていますが、中央建設業審議会答申は、中長期的な施策としては、十四業種の特定建設業、一般建設業とも国家資格に限定する方向が適当であると明記しています。

本改正は、こうした全面的な規制強化、中小零細建設業者締め出しの方向へ第一歩を踏み出すものにはなりません。直接的には、指定建設業者の特定建設業者のうちでも、一部の企業を除いて、経営上一層の困難を強いられることになりま

日本共産党、民社党・国民連合及びサラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、天野建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。天野建設大臣。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

建設者は、本法案の提案理由として、暴力団など不良・不適格業者の参入を防ぐためと言っていますが、それは現行法第七号三三の基準によつて十分規制できるものです。現行法の活用による措置を十分行わないまま、中小業者切り捨てという本質を持つ本法案の口実とするのは許されません。

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

最後に、本法案では、経営事項審査の一部である経営状況の分析や技術検定試験の実施を建設大臣が指定する者に行わせることができるようにしてありますが、公平性の確保や企業秘密の漏えいなどを招くおそれがあることを指摘し、反対討論を終わります。

三、施工技術の進歩に対応して技術力の維持・向上を図るため、建設業者団体等が自主的に技術者に対する教育・講習会等について、積極的な援助・指導を一層推進すること。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

四、施工技術の適正な確保に必要な国家資格の創設については、その必要性等を勘案し、中小零細建設業者の負担とならないよう配慮すること。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五、経営事項審査制度の見直しによつて、中小零細建設業者の受注機会を狭める結果とならないよう配慮すること。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました建設業法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鈴木和美君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。